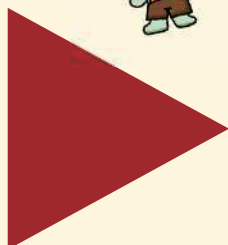


大阪教育大学 修学支援センター
障がい学生修学支援ルーム

学生のための
障がい学生
サポートハンドブック

自分のために 誰かのために
合理的配慮を知ろう！



◆支援対象や支援の場面

障がい(視覚・聴覚・肢体不自由・精神・発達・病弱や障がいの重複など)及び、社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に、相当な制限を受けている者で、本学が修学支援の必要性を認められた者が対象となります。正課の講義や実習、行事等において、学生本人の障がいに応じ合理的配慮に基づき必要な支援を実施します。

※具体的な障がいの概要や、困難さの例、合理的配慮の例はP3~6に掲載しています。

※完治の見込める怪我や病気による入院・通院は対象外です。長期にわたる後遺障害の懸念がある場合はご相談ください。

◆障がいによる社会的障壁とは

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

◆合理的配慮とは

障がいのある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」が確保されるように、大学と障がいのある学生が「建設的対話」において必要かつ適当な変更や調整を、双方のバランスを保ちながら、また過度の負担(人的、費用的など)とならない範囲でおこなうことです。

合理的配慮提供におけるポイント

□学生本人による意思表示

大学における合理的配慮は、学生本人の申請により、検討・実施されます。

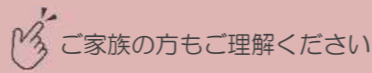
これは、本人が望んでいないにもかかわらず、家族などの周囲の人の先回りによる障がいの開示や支援要請によって、関係性や予後の悪化が起きることを防ぐためです。大学は、学生本人の意思を尊重した配慮を提供する立場であることをご理解ください。

□単位取得や出席不足補填への保障ではありません

学生は合理的配慮に基づいて学修に取り組みます。支援ルームへの相談は、単位取得や出席不足を補うことを保障するものではないことをご理解ください。

□合理的配慮提供の対象時期

相談・申請以降の配慮が対象となります。相談・申請以前にさかのぼって配慮を受けることは原則できません。



ご家族の方もご理解ください

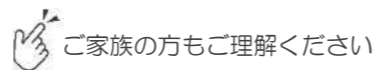
**教育の本質や評価基準の変更ではありません。
学修目標へ到達するための「方法の変更や調整」がおこなわれます。**

※「合理的配慮」は「障害者の権利に関する条約(第二条)」において次のように定義されています。

「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

◆高校までとの違い、将来にむけて

高校生まで多くは保護者が合理的配慮の申請をおこない、学校と協議の上、支援内容が決定、提供されますが、大学では学生本人が合理的配慮の申請をおこない、建設的対話での自身の支援内容の調整に参画します。しかし、学生自身、自分にどんな支援や配慮が必要か、説明できないことが多くあります。まだ大学生活のイメージを持たない新入生であれば、自分にどんな支援や配慮が必要か説明することはもっと難しいでしょう。障がい学生修学支援ルームでは、ニーズに基づき配慮や支援内容をともに考え、**セルフ・アドボカシー(自分のことを自分の言葉で伝え、必要な支援や配慮を自分で求める力)**や、さまざまなライフハックを身につけられるよう、カウンセリングルームと連携した相談支援をおこなっています。

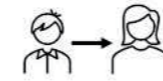


ご家族の方もご理解ください


◆合理的配慮提供までの流れ

相談申込から合理的配慮提供までの標準的な流れです。

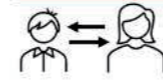
① 相談の申込

 学生本人が、障がい学生修学支援ルームに相談申し込みをします。コーディネーターから面談日程の案内があります。面談日までに学生は**根拠資料**の取り寄せ等の準備をします。

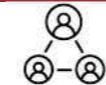
② 申請

 学生本人とコーディネーターで面談を実施します。学生のニーズの聴き取り、根拠資料の確認をおこない、配慮申請書を作成します。


③ 調整

 配慮申請書の内容をもとにコーディネーターが情報提供書案、または配慮依頼文書案を作成します。学生本人は内容に齟齬がないか確認をします。


④ 協議

 配慮依頼文案については、部門主任、指導教員、コーディネーターで配慮の合理性について確認および、協議をおこないます。必要に応じて関係部署も参加します。

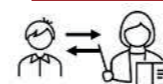
⑤ 合意

 希望する配慮が提供可能な場合は、その旨を知らされ合意となります。希望通りの提供がむずかしい場合は代替方法など、**建設的対話**によって合意形成を目指します。

⑥ 配布

 学生本人は Google フォームで、文書を送りたい授業を回答します。回答に応じて、障がい学生修学支援ルームより、科目担当の教員に情報提供書または配慮依頼文書を配布します。

⑦ 提供開始

 科目担当教員は、科目の目的や評価基準の中で、学生に配慮を提供します。必要に応じて建設的対話で、科目の特性を踏まえてその都度調整することもあります。

※根拠資料とは…診断書や意見書(本学指定)、障がい者手帳、心理検査の結果、過去の配慮内容のこと。根拠資料は、面談時に必須ではありませんが、準備がある方が配慮提供開始までの対応を迅速におこなうことができます。なくても相談はできます。意見書書式は、ホームページからダウンロードしてください。

◆作成される文書について

合理的配慮の調整に際しては、いずれかの文書を作成します。文書の種類は配慮申請書の内容で決定します。

□情報提供書

学生本人の障がいの特性や状況を科目担当者に伝え、理解を求めることを目的として作成・提出します。障がいの特性のほか、学生本人が修学しやすくなる方法や、自己対処法などを記載します。

□配慮依頼文

科目担当者が直接配慮をおこなう必要がある場合や、支援のためのサポート学生が毎授業で派遣される、事前に教材への情報保障の加工が必要な場合など、教員の理解と協力が必要な場合に、作成・提出します。

視覚障がい



◆概要

「視覚障がい」は、視力、視野、眼球運動等の視機能に障がいがあり、なおかつ眼鏡やコンタクトレンズ等を使っても十分な視覚が得られない場合をさします。見え方の程度によって「ロービジョン」（かなり見えにくい）と「盲」（見えない）に分けられます。「ロービジョン」では「ピントが合わない」「視野が欠けている」「暗くなると見えにくくなる」など様々な見えにくさがあります。「盲」の場合は視覚的な情報を得ることができません。いずれも、文字や図を読み取るために ICT 機器を使ったり、拡大鏡を使ったりします。歩行には多くの人が白杖を使用します。

◆困難さの例

- 視覚的な情報を得ることが難しい。
日常場面：通路の人の流れ、文字ベースのコミュニケーション、地図、案内図、看板、掲示板 等
修学場面：試験問題、教科書、配付資料、板書、スライド、映像 等
- 相手の表情、うなずき、指差し、指示語などの非言語的コミュニケーションが難しい。

◆合理的配慮の例

【試験】	【授業】	【その他】
<ul style="list-style-type: none"> ■点字出題・点字解答 ■テキストデータでの作問・出題 ■拡大の問題冊子作成・解答用紙の拡大 ■座席位置の指定 ■時間延長 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■視覚補助具・タブレット端末・PC等の持込許可 ■資料のデータでの配付 ■拡大資料の準備 ■座席位置の配慮 ■板書の撮影許可 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■図書館と連携し資料のテキストデータの提供 ■休講や教室変更等、重要な情報の伝達（直接本人に伝える） 等

聴覚障がい



◆概要

「聴覚障がい」は音を聞き伝える経路に何らかの障がいがあって話し言葉や周囲の音が聞こえなかったり聞こえにくくなったりする状態です。障がいの種類や程度は様々で、多様な聞こえ方、聞こえにくさがあり、そのことにより困難の状況も異なってきます。

◆困難さの例

- 音声による情報を得ることが難しい。
日常場面：友達同士の会話、館内放送、緊急を知らせる音 等
修学場面：口頭での授業内容、グループディスカッション、視聴覚教材の音声 等
- 場面や話し方等によって、聞こえやすいときと聞こえにくいときがある
- 聞き逃しによって「分かったつもり」で行動してしまったり、「雰囲気かわからない」と誤解されやすい。
- コミュニケーションの不自由さ、経験不足、それを補うための教育支援の不足から、周囲に自分の状況を伝える、関係性を築くことに苦手意識を抱く場合もある。

◆合理的配慮の例

【試験】	【授業】	【その他】
<ul style="list-style-type: none"> ■注意事項の文字媒体での伝達 ■情報保障者の配置（PCテイク、手話通訳 等） ■リスニング等試験の代替措置 ■座席位置の配慮 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■情報保障者の配置（PCテイク、手話通訳 等） ■資料の事前配付 ■座席位置の配慮 ■視聴覚教材への文字起こし・字幕挿入 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■筆談ボードの設置 ■学外実習、インターシップ 等に向けた特別指導 ■緊急時連絡体制の確保 等

肢体不自由



◆概要

肢体とは「四肢」と「体幹」を表します。「四肢」は上肢（手と腕）と下肢（足と脚）、「体幹」は胴体を意味します。「肢体不自由」とは四肢・体幹が病気や怪我等で正常な機能が損なわれ、長期的に日常生活において不自由や困難が生じている状態です。障がいの部位や程度によって個人差があります。

◆困難さの例

- 移動等に関するハード面のことだけでなく、それぞれの施設・設備の運用など、ソフト面においても困難さがあります。また、発話等のコミュニケーションに困難がある方や体温調節が困難な方もいます。
- 持つ、食べる、操作する、ドアの開閉等の操作上の困難（主に上肢障がい）
- 段差、斜面、地面の凹凸等の物理的バリアの存在、重たいドアや上下階への移動手段が階段のみといったバリアフリーの未整備等による移動の困難（主に下肢障がい）
- 体温調節、呼吸管理、摂食、嚥下、喀痰等の体調・健康管理上の困難（全身性障がい）

◆合理的配慮の例

【試験】	【授業】	【その他】
<ul style="list-style-type: none"> ■アクセスしやすい教室の割当 ■拡大解答用紙 ■時間延長 ■筆記以外(PC 等)の解答の許可 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■アクセスしやすい教室の割当 ■車椅子利用に適した机の用意 ■ノートの代筆を認める ■実験等での TA の配置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■必要に応じて物理的環境の整備 等

病弱



◆概要

「病弱」とは、慢性的な呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、神経疾患や悪性新生物、アレルギー疾患、その他政令で定める疾患及び身体虚弱の状態が長期間にわたる、または長期間にわたる見込みのもので、医療や生活規制が必要となるものです。

◆困難さの例

- 本人が申告しない限り、健康な学生と区別がつかないことも多く、「困難さがわかりにくいこと」が困難さの1つです。
- 体調不良や病院受診、発作等で定期的に授業に出席することが難しい場合がある。
- 筆記、コンピュータの操作、実験の手技などに制約が生じることがある。
- 運動制限のため実技によって参加できないこともある。
- 感染症リスクや体調不良、発作等への不安がある。
- 薬の副作用により身体的・精神的な問題が生じることがある。
- 周囲から理解されにくく、様々な誤解を受けることがある。

◆合理的配慮の例

【試験】	【授業】	【その他】
<ul style="list-style-type: none"> ■試験が受けられない場合の代替措置(代替日の設定等) ■時間延長、休息時間の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■支援機器使用の許可 ■中途入退室の許可 ■メール等での講義資料配信や課題レポート提出の許可 ■出席に代わる課題レポート等の代替案の提案 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■移動の時間を遅刻としない配慮 ■学内での急激な体調変化や発作等への対応に関する相談窓口の提供及び必要な情報の共有 等

発達障がい



◆概要

「発達障がい」とは、何らかの要因による生まれつきの中枢神経系の障がいのため、認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の偏りを生じ、現実生活に困難をきたす障がいを言います。

身体障がいと異なり、障がいが可視化できず、障がいの有無は周囲だけでなく、本人や家族も気づきにくいという特徴があります。また、どこまでが本人の個性(性格)や能力の問題で、どこからが障がいに起因する困難さであるのか境界が曖昧で区別がつきにくいいため、どの程度の範囲でどの方法の支援をおこなえばよいのか判断が難しい場合があります。

◆困難さの例

自閉スペクトラム症の場合

自閉スペクトラム症(ASD)は対人関係の困難さと限定的な興味・関心・行動の2つの主症状からなる発達障がいです。

- 対人関係の構築の難しさや状況理解の困難さ。
- 感覚過敏と呼ばれる特性がある場合も多い(聴覚過敏や嗅覚過敏、人よりまぶしく感じる等)。
- 他の発達障がいや二次障がいとしての精神疾患を併せ有することもある。

ADHDの場合

注意欠如多動症(ADHD)は不注意と多動・衝動性といった2つの主症状からなる発達障がいです。

- 忘れ物をしやすい
- スケジュール管理が難しく、提出期限に間に合わなくなりやすい。
- ASDやSLD、二次障がいとしての精神疾患等、複数の特徴や症状を併せ有することもある。

限局性学習症の場合

全般的な知的発達に遅れはないが、認知能力に弱さがあり、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。努力不足と誤解されやすい傾向もあります。

- 同級生に比べて、読むのが遅い。
- 漢字や英語のつづりで読み誤りや書き誤り(タイピングも含む)が多い。
- ノートをとるのに時間がかかってしまう。
- 計算間違いが多い、数量がわかりにくい等。

◆合理的配慮の例

【試験】	【授業】	【その他】
<ul style="list-style-type: none"> ■ICT 機器の使用 ■ノイズキャンセリングイヤホンの使用許可 ■落ち着ける位置での座席指定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ICT 機器の使用 ■提出方法や期限の柔軟な変更 ■ノイズキャンセリングイヤホン使用への理解 ■グループワークでの対人関係をふまえた配慮 ■落ち着ける位置での座席指定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ゼミ活動時の対人関係への配慮 ■パニック時のクールダウンの配慮 ■スケジュールの個別確認 ■ソーシャルスキルに関する指導

精神障がい



◆概要

精神疾患は身体疾患と異なり、病因や病態、症状や予後などに個別性が高いため、「精神障がい」という表現も多く用いられます。ここでは何らかの精神的な機能に障がいがあり、環境との相互作用によって日常生活や社会生活に支障をきたす状態全般を「精神障がい」としています。青年期にも多く見られる精神障がいには、具体的には統合失調症、気分障害、不安障害、パニック障害、強迫性障害、摂食障害、パーソナリティ障害などがあります。

◆困難さの例

- 睡眠-覚醒リズムがずれると授業や実習への欠席や遅刻が目立つようになる。
- 情動の不安定さ、思考力、記憶力、集中力の低下や、物事に意欲的に取り組むことが難しくなる。
- 人前での発言やグループワークでの作業が思うようにできず、授業や実習を欠席しがちになる。
- 他人との関わりが苦痛になり、ひきこもり気味の生活が続き、友人、教職員、家族からも連絡が取りにくくなる。
- 些細な出来事や他人の発言に過敏に反応したり被害的な捉え方をしたりしがちになる。

◆合理的配慮の例

【試験】	【授業】
<ul style="list-style-type: none"> ■頓服薬の必要性がある場合、服薬と飲水の許可。 ■動悸・冷汗・過呼吸等の症状を呈する可能性が高い場合や周囲への影響が避けられない症状(独語、チック等)がある場合、別室受験許可 	<ul style="list-style-type: none"> ■急激に精神症状(強い不安や恐怖等)が生じた場合の服薬や退室許可。 ■座席配慮(不安や聴覚過敏に対し静かな席等の確保) ■提出方法や期限の柔軟な調整と変更 ■発表が難しい、または指名されると極度に緊張する場合は指名を控え、個別面談や代替課題等による評価の検討

※精神障がいの場合、病気の急性期や、大学生生活の場面がきっかけとなって症状が強く発現し、学生自身の安全を脅かす状態と判断された場合は、休学や難易度の高い授業(実習含む)の履修を見送り、症状が軽快してから学内の関係部署と連携しフォローアップをおこなうこともあります。

相談申込書、意見書 各種資料 ダウンロード

相談申込書等の各種書式、各種資料は障がい学生修学支援ルームホームページなどからダウンロードできます。



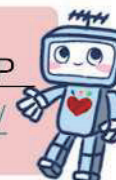
各種書式 ダウンロード(相談申込書・主治医意見書)

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/study/sienroom/sienriyou.html>



大阪教育大学 障がい学生修学支援ルーム HP

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/study/sienroom/>

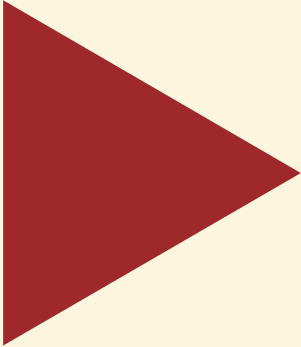


大阪教育大学 修学支援センターHP

https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/center/library_center/study_support/



★合理的配慮のことを知っていることは、相手を理解することや社会的障壁で困っている人に気づく力にもつながり、助け合いにもつながります。本ハンドブックをぜひ、学生生活の中で役立ててくださいね!



大阪教育大学
障がい学生修学支援ルーム

◆柏原キャンパス(C6棟2階)

開室時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

TEL 072-978-3479

E-mail sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆天王寺キャンパス(中央館2階 204 号室)

開室時間 13:00~21:30(土・日・祝日を除く)

TEL 06-6775-6657

E-mail sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

